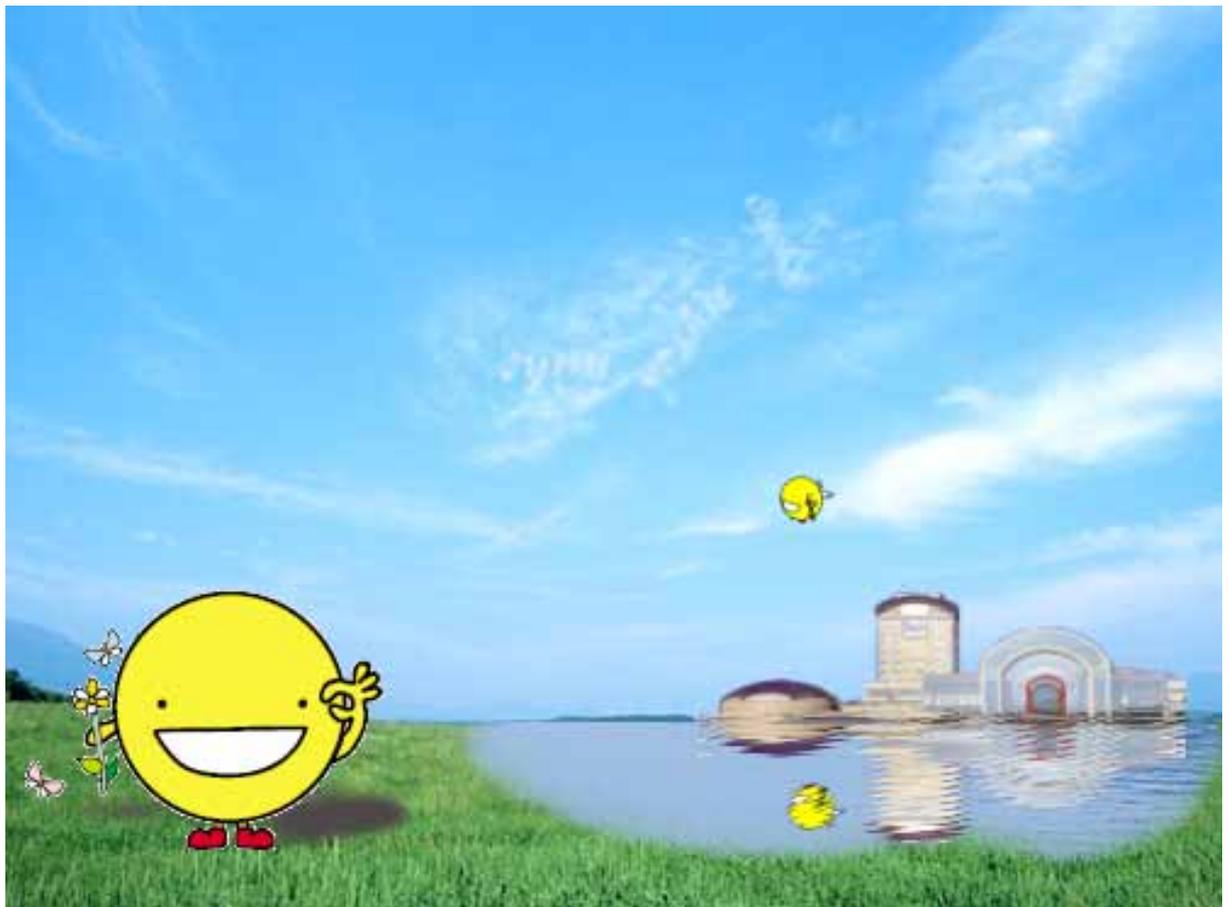
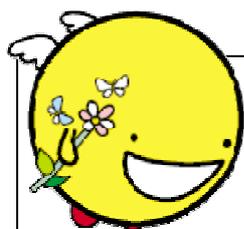


平成20年度
健康長寿あいち推進事業
及び
生活習慣病対策事業について



健康対策課

ホームページ用に加工しましたので、ページ数は省略しています。



目次

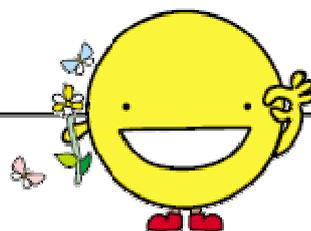
- 1 平成20年度健康長寿あいち推進事業費及び生活習慣病対策費について
- 2 健康長寿あいち推進事業(20年度予算)一覧

新規事業

- 3 学童期生活習慣病対策事業
- 4 大学生メタボリックシンドローム対策事業
- 5 高齢者メタボリックシンドローム対策事業
- 6 喫煙対策特別事業
- 7 健康長寿シンポジウム
- 8 生活習慣病対策機能連係推進事業
- 9 骨粗しょう症対策医科歯科連携事業
- 10 地域・職域保健連携推進事業
- 11 食育推進協力店登録事業
- 12 「愛知県がん対策推進計画」に基づく平成20年度の取り組み
- 13 がん検診普及啓発事業
- 14 がん相談窓口紹介リーフレット作成事業
- 15 小児がん患児予後対応マニュアル検討事業
- 16 健康増進事業

トピックス

- 17 健康日本21市町村計画策定状況調査
- 18 8020表彰者追跡調査
- 19 たばこ規制枠組条約について
- 20 「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」
第2回締結国会合(概要)
- 21 特定健康診査・特定保健指導



1. 平成20年度 健康長寿あいち推進事業費及び生活習慣病対策費

() = 19年度予算

1 健康長寿あいち推進事業費 (リニューアル) 42,000千円 (45,000千円)

「健康長寿あいち宣言」に基づき、「あいち健康の森」を拠点に県民の健康づくりに関する先進的な取組み、主体的な健康づくり及び高齢者の社会参加・地域活動を促進する取組みを行う。

- 1 総合メタボリックシンドローム対策事業
- 新 2 学童期メタボリックシンドローム予防事業
- 新 3 大学生メタボリックシンドローム対策事業
- 新 4 高齢者メタボリックシンドローム対策事業
- 新 5 喫煙対策特別事業
- 6 県民トータルケア実施調査事業医療費追跡調査
- 7 高齢社会に関する県民調査
- 新 8 健康長寿シンポジウム
- 9 健康長寿あいち県民運動
- 10 あいちヘルシーネット(仮称)推進事業
- 11 粒子線治療推進事業
- 12 まちの達人活動推進事業
- 13 あいち健康長寿推進会議
- 14 薬草園整備案検討
- 15 高齢者総合サポートセンター(仮称)設置準備

2 生活習慣病対策推進費 16,201千円 (23,075千円)

健康を増進し、発病を予防する一次予防としての生活習慣病対策を総合的に推進することにより、健康日本21あいち計画の目標達成を図る。

- 1 生活習慣病対策協議会の開催 年2回
- 2 健康日本21あいち計画の推進
 - (1) あいち計画の普及・啓発
 - (2) あいち計画評価・推進研修会の開催
- 3 健康日本21あいち計画地域推進事業 9保健所各3回
- 4 地域支援事業 12保健所
- 5 たばこ対策の推進
 - (1) たばこ対策推進会議・指導者養成講習会の開催、地域喫煙対策の推進、受動喫煙防止対策推進事業
 - (2) 普及啓発活動(世界禁煙デーキャンペーン)
- 6 あいち計画ネットワーク事業
- 7 特定健康診査等指導者養成事業
- 8 生活習慣病保健指導医研修事業
- 新 9 生活習慣病対策機能連携推進事業

3 糖尿病対策事業費 2,756千円 (1,843千円)

「糖尿病の可能性を否定できない人」等の発症及び合併症を予防するために、地域ネットワークづくり及び継続的な生活習慣改善指導を実施する。

- 1 糖尿病対策部会の開催 年1回
- 2 糖尿病指導者養成事業
- 新 3 食育推進協力店登録事業

4 がん対策事業費 150,971千円 (82,481千円)

がんの予防及び早期発見の推進、がん医療の均てん化の促進及び研究の推進を基本的施策とした「愛知県がん対策推進計画」の目標達成を図る。

- 1 がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金
- 2 がん登録事業
 - がん対策の立案、評価を行うために必要なデータの収集及び解析を行う。
- 3 がん対策部会、精度管理委員会の開催 年7回
- 4 がん検診従事者講習会の開催 年4回
- 新 5 がん検診普及啓発事業
- 新 6 がん相談窓口紹介リーフレット作成事業
- 新 7 小児がん患児予後対応マニュアル検討事業

5 循環器疾患対策事業費 1,764千円 (1,819千円)

脳卒中及び心疾患の発症状況、生活習慣等の患者情報を収集・分析し、循環器疾患患者数の減少を目指す。

- 1 循環器疾患登録事業
循環器疾患の予防対策の策定評価を行うため、脳卒中及び心疾患を対象とした登録事業を行う。
- 2 循環器疾患対策部会の開催 年1回

6 歯科疾患対策事業費 16,384千円 (16,732千円)

歯を失う2大疾患であるう蝕と歯周病の予防対策を推進し、80歳で20本以上自分の歯を持つ者のさらなる増加を目指す。

- 1 歯科保健対策部会の開催 年1回
- 2 8020運動推進連絡協議会の開催 12保健所各2回
- 3 歯周病対策ネットワーク事業
- 4 う蝕対策支援事業
- 5 要介護者口腔ケアサービス連携推進事業
- 6 保健所における歯科保健業務
- 7 8020表彰者追跡調査事業
- 8 8020あいちプロジェクト事業

7 歯科衛生費 561千円 (737千円)

歯科保健関係者を対象とした研修の開催及び市町村・職域が実施する歯科保健活動の評価・分析・助言・支援を行うことにより、効果的な歯科保健事業の推進を図る。

- 1 歯科保健関係研修
- 2 歯科相談事業
- 3 歯科保健活動評価推進事業

8 地域・職域連携推進事業費 3,986千円 (3,486千円)

継続的かつ包括的な保健事業を展開するために、地域保健と職域保健が連携し、健康情報・保健事業の共有を図る。

- 1 県地域・職域連携推進協議会
- 2 2次医療圏地域・職域連携推進協議会
- 新 3 県地域・職域連携推進ワーキンググループの設置
- 4 2次医療圏地域・職域連携推進ワーキンググループの設置

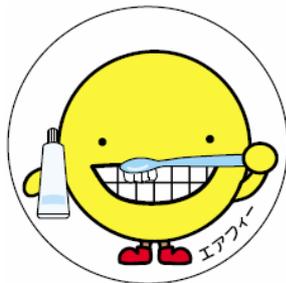
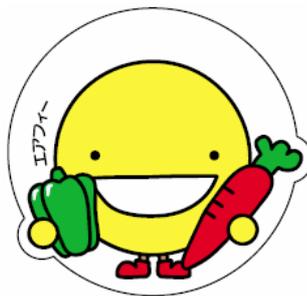
9 健康増進事業費 248,906千円

健康増進法に基づき、健康増進事業を実施する市町村に対して、財政的支援を実施する。また、健康診査のデータを集計・分析することにより、適切な生活習慣病対策を行い、県民の健康増進を図る。

- 1 健康手帳交付事業
- 2 健康教育事業
- 3 健康相談事業
- 4 健康診査事業
- 5 機能訓練事業
- 6 訪問指導事業
- 7 健康増進事務
- 8 特定健康診査・特定保健指導分析・評価事業(地域・職域連携推進協議会にて実施。)

10 骨粗しょう症対策医科歯科連携事業費補助金(仮称)〔新規〕 1,250千円

新規事業



3. 学童期メタボリックシンドローム対策事業 (県事業名:学童期生活習慣病対策事業)

1 背景及び経緯

生活習慣病とよばれている主な疾患に「高血圧」「糖尿病」「脂質異常症」などがあり、これらの疾患は個々の原因で発症するというよりも、肥満、特に内臓に脂肪が蓄積した肥満が原因であると考えられている。

内臓脂肪蓄積により、さまざまな病気が引き起こされた状態を、『メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)』とよび、注目されている。

そこで、生活習慣病対策は、生活習慣が確立される前に実施することが効果的であるとされていることから、小学生をターゲットにした本事業を実施する。

2 目的

学童期からの生活習慣病対策の推進。

～学童期に対する「標準化した保健指導マニュアル」の作成～

3 事業内容

(実施主体) 碧南市(衛生部門、教育委員会)、管轄する医師会、愛知県小児保健協会、愛知県

(内容)

- (1) 小学校4年生を対象に血圧・血液検査・腹囲測定等、特定健康診査と同様な検査を実施。(2年目は5年生、3年目は6年生に実施。)
- (2) 市町村保健師・栄養士、医師等がプロジェクトチームを組み、上記健診結果よりハイリスク者を選定する。
- (3) 選定した児童(保護者)に対し、保健指導を受けるか否かの選択をしていただき、受けるとの意向を示した者のみに、一定のカリキュラムを受講することとする。

(検証方法(案))

- (1) カリキュラムを受講した人としなかった人とを、血液検査結果、肥満度、日常生活チェック(食生活・運動)から比較する。
- (2) 保健指導実施者の経年変化等により検証。

(検証後の展開)

- (1) 効果的なプログラムをマニュアル化する。
- (2) 上記について、全県下に普及啓発する。

4 事業計画 【3年間の追跡調査】

(1) 平成20年度～21年度事業

ア 小学4年生(平成20年度)・小学5年生(平成21年度)に、特定健康診査に準じた健診を実施。

イ ハイリスク児に対して、運動・栄養に関する保健指導を実施。

ウ 上記の効果判定を実施。

(2) 平成22年度事業

ア 小学6年生に対し、特定健康診査に準じた健診を実施。

イ ハイリスク児に対して、運動・栄養に関する保健指導を実施。

ウ 上記の効果判定を実施。

- エ 3年間の効果判定を検証。“まとめ”を作成。
- オ 学童期に対する「標準化した保健指導マニュアル」を作成。

5 事業効果

生活習慣を学童期から確立していくことは、将来のメタボリックシンドロームを予防するうえで、大変効果的である。

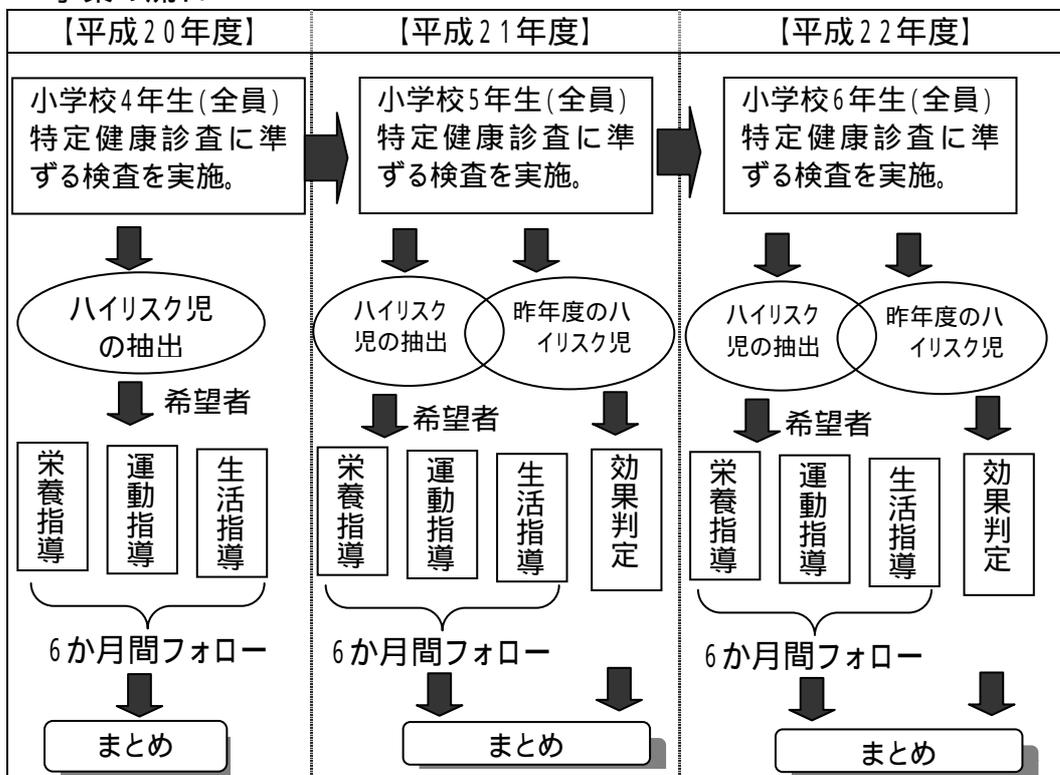
また、本人のみならず、親も含めた家族保健指導にもつながり、その結果、家族単位で生活習慣の改善が期待できる。

このことは、地域全体でメタボリック対策に取り組む機運となり、「健康長寿」への土台となりうる。

検査項目

- 1 身体計測(身長・体重・腹囲:肥満度・腹囲/身長比)
- 2 血圧測定
- 3 血液検査
 - ・赤血球 ・血色素 ・ヘマトクリット ・白血球 ・総コレステロール
 - ・HDLコレステロール ・LDLコレステロール ・中性脂肪 ・(空腹時)血糖
- 4 尿検査
 - ・糖 ・蛋白 ・ウロビリノーゲン ・潜血

事業の流れ



学童期における「標準化した保健指導マニュアル」を作成

4. 大学生メタボリックシンドローム対策事業

大学生のメタボリックシンドローム対策事業(イメージ図)

【背景】

国民健康・栄養調査結果によると「朝食の欠食率」について、20歳代が他の年代と比べて最も高いほか「朝食欠食が始まった時期」として20歳以降があげられており、20歳代の食生活を始めたとした生活習慣悪化が30歳代以降のメタボリックシンドローム該当者への移行を助長している側面が強い。

【目的】

大学生を対象に食生活や運動・身体活動等の生活習慣の実態把握を行い、予防の啓発を大学祭等で実施し健康に関する意識を高める。また、生活習慣の改善が必要な予備群に対して、改善を促すとともに今後の20歳代の生活習慣病予防を目的とした保健指導に活用する。

【対象】 5大学の大学生約1,500人

【仮説】 大学生からの体型変化は、基礎代謝の変化より食行動等の変化が大きい

【体型変化した人の仮説】

体型の変化を自覚していない。

栄養・運動に関する知識がない。

生活環境が変化する。

欠食機会が増える。

将来に対する夢がない。

【調査(仮説の検証)の考え方】

	栄養・運動知識あり	栄養・運動知識なし
食行動・運動習慣あり	非メタボ	予備群
食行動・運動習慣なし	予備群	×メタボ

【調査方法】

問診(知識レベル抽出)

写真による食事内容調査(行動レベル抽出)

【今後の展開】

食行動傾向を踏まえた指導媒体の作成

傾向を踏まえた同世代への普及啓発

大学における学生への健康意識高揚への取り組み増加

健康長寿あいちの実現

【評価・比較】

肥満者・非肥満者

他県の大学生を対象とした調査結果

国民健康・栄養調査

【調査結果による対応】

リスクなし 大学祭等での予防PR

予備群 あいち健康プラザ教室への参加

5. 高齢者メタボリックシンドローム対策事業

1 目的

国が実施する特定健診・特定保健指導は、主に壮年期が対象とされているが、健康長寿を達成するうえで高齢者における対策も欠かすことができない。しかし高齢者においては生活環境や老化に個人差が大きく、合併症によっても対策が異なるため、専門的知見に基づき、特性に応じた対策を立案する必要がある。そのため、医学部等大学の専門家の協力を得て、高齢期特有の心身の変化に着目した健康増進の自助努力を有効に支援する情報提供のあり方の研究を行うとともに、広く高齢者へ生活習慣病対策に関する啓発を行うことで、高齢期の生活習慣病の発症、及び重症化の予防を目指す。

2 内容

下記の事業を名古屋大学医学部に委託して実施する。

(1) 高齢期特有の心身の変化から生じる課題に着目した高齢期における健康関連情報の提供のあり方を研究する。

- ・ 研究計画書の作成、提出
- ・ 中間報告の実施
- ・ 研究報告書の提出

(2) 高齢者の生活習慣病対策に関するシンポジウムの開催

高齢期における生活習慣改善の手法に関するシンポジウムを開催し、生活改善の必要性、手法について広く普及啓発をはかる。

開催日時: 6月29日(日) 14:00 ~ 16:30

8月31日(日) 14:00 ~ 16:30

10月 5日(日) 14:00 ~ 16:30

開催場所: 名古屋大学大幸キャンパス 東館4階 大講義室

対象者 : 一般県民(主に65歳以上を対象とする)

シンポジウム1回あたりの参加予定者: 概ね200人

6. 喫煙対策特別事業

1 根拠法令及び背景

関連法令:健康増進法



2 目的、趣旨等

医療制度改革元年である平成20年度に、生活習慣病対策において、食事・運動と並び重要な喫煙対策を強化する。

喫煙対策の緊喫の課題は、受動喫煙防止対策実施認定施設の増加が伸び悩んでいること及び若い女性の喫煙率が増加していることである。

これら課題に対応していくため、民間施設等への禁煙施設拡大の働きかけの普及啓発及び若い女性に焦点を絞った知識普及を効果的に実施していくことにより喫煙率の低下を図り、もって医療費の削減と健康長寿の実現に寄与する。

3 事業概要

- (1) 受動喫煙防止対策実施認定施設の拡大に向けたキャンペーン活動を行う。
- (2) 女子大の学生(300人程度)に対する意識啓発のためのシンポジウムを開催する。

7. 健康長寿シンポジウム

1 趣旨

健康長寿に関する先進的内容をテーマとしたシンポジウムを開催し、県民の意識啓発を図るとともに、あいち健康プラザのPRを行う。

2 主催

愛知県(協力:財団法人愛知県健康づくり振興事業団)

3 日時

平成20年7月23日(水) 午後1時から午後4時まで

(併催行事「体験コーナー」は、午前10時から午後4時まで)

4 場所

あいち健康プラザ プラザホール

(知多郡東浦町大字森岡字源吾山1番地の1)

5 対象者

一般県民400名程度

6 プログラム

(1) 講演「脳科学から見た子育て・教育」 午後1時～午後2時40分

東北大学加齢医学研究所 川島隆太教授

(2) 対談「脳科学と社会」 午後2時40分から午後3時

東北大学加齢医学研究所 川島隆太教授

国立長寿医療センター長寿脳科学研究部 伊藤健吾部長

(3) 企画イベント「親子でチャレンジ!脳力アップ」 午後3時10分～午後4時

(財)愛知県健康づくり振興事業団

(4) 体験コーナー「みんなで楽しく脳力チェック」 午前10時～午後4時

(財)愛知県健康づくり振興事業団

7 参加費

無料

8. 生活習慣病対策機能連係推進事業

1 目的

歯周病は糖尿病との関連性が非常に深く、平成18年度から「歯周病機能連携検討会議」を設置し、県医師会や県病院協会の理解を得て、現在に至っている。

今後は、医療の現場において、患者を中心に据えて、歯科診療所と病院・診療所が患者の情報を共有することにより、糖尿病の合併症の予防及び重症化予防のための歯周病対策の一環で医科歯科連携を行うものである。

2 事業の概要

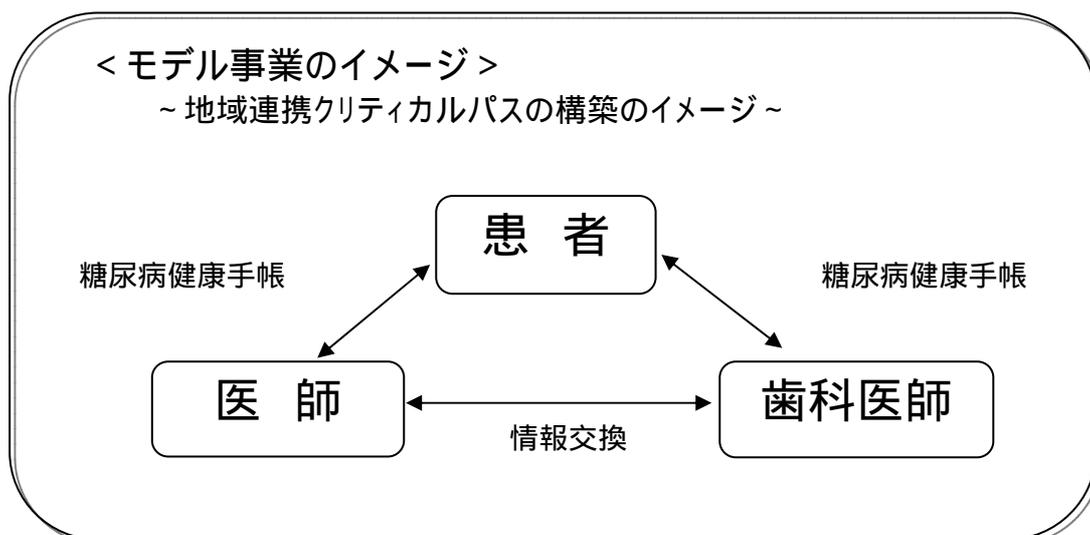
平成19年度に引き続き、生活習慣病対策保健指導医研修事業(歯科医師)を、特定健診・特定保健指導の実施に呼応することができる歯科診療所の体制づくりを目指して行うとともに、糖尿病の合併症である歯周病の予防を目的とした医科歯科連携モデル事業を行う。

(1) 歯周病と糖尿病の連携モデル事業

医療現場において「歯周病と糖尿病」に関する、歯科と医科の連携が図れるよう、地域連携クリティカルパスができる体制づくりを行う。

(2) 生活習慣病保健指導医研修

メタボリック対策への対応を視野に入れ、特定健診・保健指導の受け皿となるような指導が歯科診療所で可能となるような研修を開催。



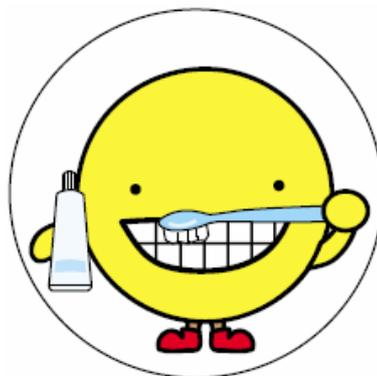
9. 骨粗しょう症対策医科歯科連携事業

1 目的

全年齢層が受診する歯科診療所において、診療時に撮影するレントゲン写真から読影できることの一つとして骨粗しょう症があるが、歯科医師はこの症状に対する診断はできないため、骨粗しょう症の可能性が高い患者に医療機関での受診を勧奨することで患者の早期発見につなげる。

2 事業の概要

骨粗しょう症について、歯科診療所と病院、診療所の緊密な連携を推進するための事業を実施する。



10. 地域・職域保健連携推進事業(平成18年度～)

[設置目的]

近年、県民の生命・健康を脅かす主要な疾患となっている生活習慣病(がん、心臓病、脳卒中、糖尿病等)を予防するためには、個人の主体的な健康づくりへの取り組みに加え、健康教育、健康相談、健康診査等の保健事業による生涯を通じた健康管理の支援をすることが必要である。

このため、愛知県地域・職域保健連携推進協議会(以下「協議会」という。)は地域保健と職域保健の広域的連携を図り、地域の実情に応じた協力体制による継続的な保健サービスの提供及び健康管理体制の整備・構築に資することを目的とする。

[平成20年度地域・職域保健連携推進事業予定]

- (1) 県地域・職域保健連携推進協議会 2回開催
 - ・ 県内における健康課題の共有・明確化
 - ・ 地域・職域の連携事業について
 - ・ 二次医療圏地域・職域連携推進協議会への助言・評価
 - ・ 愛知県における特定健康診査・特定保健指導体制づくりについて
 - ・ 特定健康診査・特定保健指導の分析、評価
 - ・ 愛知県における職域保健も含めたがん対策について
 - ・ 健康日本21 あいちの推進について
- (2) 2次医療圏地域・職域連携推進協議会 10か所
 - ・ 二次医療圏固有の健康課題の明確化
 - ・ 健診の実施状況及び結果等の健康に関する情報の収集、健康意識調査等によるニーズ把握
 - ・ 地域・職域連携事業の具体的な事業の企画・実施・評価の推進及び事業に関する広報
 - ・ 圏域の市町村、事業者への支援

[平成20年度地域・職域保健連携ワーキング会議開催予定](平成20年度～)

- (1) 地域・職域ワーキング会議
地域・職域連携推進ワーキンググループ 3回(新)
 - ・ 地域・職域連携事業の具体的な事業の企画・実施・評価
- (2) 2次医療圏地域・職域連携推進ワーキンググループ 3回
 - ・ 平成19年度検討された地域・職域連携事業の具体的な事業の企画・実施・評価
 - ・ 特定健康診査・特定保健指導の円滑な推進に向けて情報提供等

11. 食育推進協力店登録事業

外食栄養成分表示店定着 促進事業

【従来の取り組み】

- ・ 県民が安心して外食が食べられる食環境整備
- ・ 「健康日本21あいち計画」では、平成22年度に栄養成分表示店指定数を3000件としている。（平成19年度末 1,778件指定）

【平成19年度調査 課題とその対応策】

- ・ 指定店に対する継続的な支援体制ができていない。
更新制やフォロー体制の導入
- ・ 表示方法がわかりにくい。
食事バランスガイドの導入の必要性
- ・ 指定件数の定着速度が鈍い。
栄養成分表示の認知度・理解度が低い。
- ・ 表示するメリットがわかりにくい。
「食育」の視点で広げてはどうか？

平成20年度

食育推進協力店登録事業 への拡充

栄養成分表示のお店

情報提供のお店

【目的】

県民への食育・健康づくりに関する適切な情報の提供と食環境整備

【具体的施策】

登録区分

- ・ 飲食物への栄養成分表示を行う【栄養成分表示のお店】
- ・ 適切な食育・健康づくりに関する啓発を行う【情報提供のお店】

保健所

従来の外食栄養成分表示指定店への事業周知と移行への働きかけ

メタボリックシンドローム地域連携協議会を通じた協力店の拡大

【スケジュール】

5月 9日

糖尿病対策部会で制度承認・通知

5月19日 記者発表

【具体的取り組み】

食育推進協力店登録に併せ、セブン-イレブンでは、「あいち食育応援バランス幕の内」を販売

12. 「愛知県がん対策推進計画」に基づく平成20年度の取り組み

平成19年4月1日に施行された「がん対策基本法」に基づく「愛知県がん対策推進計画」を平成20年3月に策定いたしました。

なお、計画の概要は次のとおりです。

【計画期間】平成20年度から平成24年度までの5年間

【全体目標】 がんの年齢調整罹患率の10%減少

(10年間) がんの年齢調整死亡率の20%減少

すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上

【計画の評価】生活習慣病対策協議会がん対策部会で計画の進捗等の評価を行う

また、「愛知県がん対策推進計画」に基づく平成20年度の実施の概要は次のとおりです。

【がん対策に係る予算額】平成20年度 150,971千円(前年度 82,481千円)

分野	目標	取り組みの概要
がんの早期発見の推進	受診率50%以上	がん検診普及啓発として街頭キャンペーンの実施
		がん検診従事者講習会の開催
がん医療の均てん化	拠点病院への支援	がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金
がん医療の情報提供	情報提供の拡充	がん相談窓口紹介リーフレットの作成
小児がん患児家族支援	支援体制の整備	小児がん患児予後対応マニュアルの検討
研究、その他	がん登録の推進	がん登録事業の実施
	計画の進捗の評価	がん対策部会、精度管理委員会の開催

〔参考〕平成20年度 厚生労働省の主な補助事業

事業名	対象	補助基準額	補助率
マンモグラフィ検診遠隔診断支援モデル事業	都道府県、市町村	95,550千円	10/10
マンモグラフィ検診従事者研修事業	都道府県、NPO等	大臣が認めた額	-
乳がん用マンモコイル緊急整備事業	拠点病院	15,750千円	1/2
がんに係る放射線治療機器緊急整備事業	拠点病院	280,000千円	1/2
がん診療連携拠点病院遠隔画像診断支援事業	拠点病院	16,800千円	1/2

13. がん検診普及啓発事業

・目的

がん対策基本法が施行され、がんによる死亡者を減らすため、早期発見の推進が重要となるが、がんの早期発見に資するがん検診の受診率は低いいため、がん検診の普及啓発を図り、受診率の向上に努める。

・内容

街頭キャンペーン(啓発グッズ等配布)

14. がん相談窓口紹介リーフレット作成事業

・目的

がん患者やその家族は自分が受けたい治療や同じ体験をした方の体験を聞きたいと思っても、どこで情報が得られるか連絡先が知られていない。

そこで、本県におけるがんに関する相談窓口を総合的に紹介するリーフレットを作成し、がん患者への情報提供を推進する。

・内容

拠点病院の相談支援センターやがん患者会、NPOなどがん患者やその家族を支援する活動を行っている団体の連絡先を総合的に紹介する。

15. 小児がん患児予後対応マニュアル検討事業

・内容

白血病に代表される小児がんは化学療法の進歩により、生存率が向上し、現在では5年生存率は70%を超えている。

一方で、小児がん患児が治療後に学校に通う場合に、医療機関と学校との連携が十分ではなく、学校生活を送る上でさまざまな困難に直面している。

そこで、医療機関と学校との連携を推進するため、小児がん患児予後対応マニュアルを検討し、小児がん患児の治療後の生活への支援を推進する。

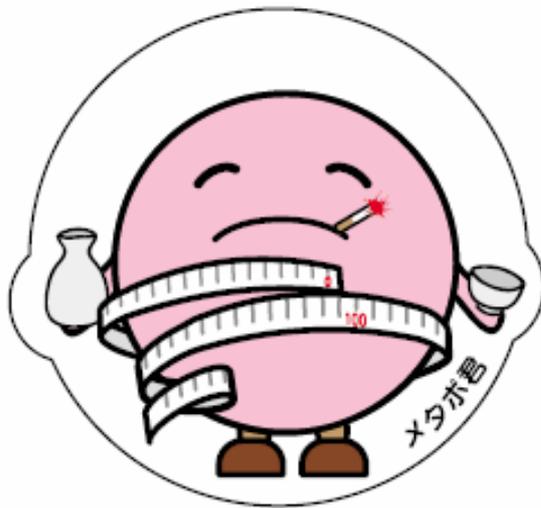
16. 健康増進事業

市町村は老人保健法に基づき、基本健康診査を始めとする老人保健事業を実施してきたが、老人保健法の改正により、医療保険者に義務付けられない事業については、平成20年度からは健康増進法に基づき、引き続き市町村が実施する。

【事業内容】

健康増進法第17条第1項に基づく健康増進事業	
1 健康手帳の交付	特定健診・保健指導等の記録、その他健康の保持のために必要な事項を記入し、自らの健康管理と適切な医療に資する。
2 健康教育	<p>集団健康教育 生活習慣病の予防その他健康に関する事項について、正しい知識の普及を図ることにより、「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高め、健康の保持増進に資する。</p> <p>(1) 一般健康教育 (2) 歯周疾患健康教育 (3) 骨粗鬆症(転倒予防)健康教育 (4) 病態別健康教育 (5) 葉健康教育</p> <p>個別健康教育 疾病の特性や個人の生活習慣等を具体的に把握しながら、継続的に健康教育を行うことにより、生活習慣行動の改善を支援し、生活習慣病の予防に資する</p> <p>(1) 高血圧個別健康教育 (2) 脂質異常症個別健康教育 (3) 糖尿病個別健康教育 (4) 喫煙者個別健康教育</p>
3 健康相談	<p>心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に資する。</p> <p>重点健康相談 (1) 高血圧健康相談 (2) 脂質異常症健康相談 (3) 糖尿病健康相談 (4) 歯周疾患健康相談 (5) 骨粗鬆症健康相談 (6) 病態別健康相談</p> <p>総合健康相談</p>
4 機能訓練	疾病、外傷、老化等により心身の機能が低下している者に対し、心身機能の維持回復に必要な訓練を行うことにより、閉じこもりを防止するとともに日常生活の自立を助け、介護を要する状態となることを予防することを目的とする。
5 訪問指導	療養上の保健指導が必要であると認められる者及びその家族等に対して、保健師等が訪問して、その健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導を行い、これらの者の心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図る
健康増進法第19条の2に基づく健康増進事業	
1 歯周疾患検診	歯周疾患検診及び歯周疾患検診の結果に基づく指導を行う。
2 骨粗鬆症検診	骨粗鬆症検診及び骨粗鬆症検診の結果に基づく指導を行う。
3 肝炎ウイルス検診	肝炎ウイルス検診及び肝炎ウイルス検診の結果に基づく指導を行う。
5 健康増進法施行規則第4条の2第4号に定める健康診査	<p>ア 生活習慣病予防に着目した健康診査 イ 訪問健康診査 ウ 介護家族訪問健康診査</p>
6 健康増進法施行規則第4条の2第5号に定める保健指導	生活習慣病予防に着目した保健指導を行う。
5 がん検診	がん検診及びがん検診の結果に基づく指導等を行う。

トピックス



17. 健康日本21市町村計画策定状況調査

平成20年4月1日現在

所管保健所名	市町村名	1 計画策定		
		策定年月	中間評価	
			実施済み	実施予定
名古屋市	名古屋市	H15年03月	H18.3	
豊橋市	豊橋市	H14年04月	H19.4	
豊田市	豊田市	H13年03月	H18.3	
岡崎市	岡崎市	H16年03月	H19.3	
一宮保健所	一宮市	H19年03月		H23年度
稲沢保健分室	稲沢市	H16年03月		予定なし
瀬戸保健所	瀬戸市	H15年03月	H20.3	
	尾張旭市	H17年03月		H22年度
	長久手町	H16年03月		H20年度
豊明保健分室	豊明市	H16年03月		H20年度
	日進市	H16年03月		H20年度
	東郷町	H15年03月	H20.3	
春日井保健所	春日井市	H16年03月		H21年度
小牧保健分室	小牧市	H17年03月		H23年度
江南保健所	犬山市	H15年09月	H20.3	
	江南市	H16年03月	H20.3	
	岩倉市	H16年03月	H20.3	
	大口町	H16年03月	H20.3	
師勝保健所	扶桑町	H16年03月		H21年度
	清須市	H15年03月		H21年度
	北名古屋市	H18年06月		H22年度
	豊山町	H16年03月		H20年度
津島保健所	春日町	H15年03月		H20年度
	津島市	H18年03月		H22年度
	愛西市	H19年03月		予定なし
	弥富市	H20年03月		H25年度
	七宝町	H18年10月		H20年度
	美和町	H17年03月		H20年度
	甚目寺町	H16年03月		H20.9
	大治町	H17年03月		H21年度
	蟹江町	H17年03月		H21年度
	飛鳥村	H15年03月	H18.3	H20年度
半田保健所	半田市	H16年03月		H20年度
	阿久比町	H17年07月		H21年度
	東浦町	H18年10月		H23年度
美浜保健分室	武豊町	H17年03月		H20年度
	南知多町	H17年03月		H22年度
	美浜町	H17年03月		H21年度

	市町村名	1 計画策定		
		策定年月	中間評価	
			実施済み	実施予定
知多保健所	常滑市	H15年03月	H20.3	
	東海市	H15年07月		H20年度
	大府市	H15年03月	H20.3	
	知多市	H15年03月	H20.3	
衣浦東部保健所	碧南市	H15年03月	H20.3	
	刈谷市	H16年03月	H20.3	
	高浜市	H15年03月		H20年度
安城保健分室	安城市	H16年06月		H20年度
	知立市	H15年06月	H20.3	
加茂保健分室	三好町	H14年02月	H20.3	
西尾保健所	西尾市	H15年03月		H21年度
	一色町	H15年03月		H20年度
	吉良町	H15年03月	H20.3	
	幡豆町	H15年03月		H20年度
幸田町	幸田町	H17年03月	H20.3	
	新城保健所	新城市	H15年07月	
設楽保健分室	設楽町	H19年03月		H24年度
	東栄町	H20年03月		H25年度
	豊根村	H15年03月		H20年度
	豊川保健所	豊川市	H17年06月	毎年度実施
蒲郡保健分室	小坂井町	H15年03月	H18.3	
	蒲郡市	H16年05月		H22年度
田原保健分室	田原市	H17年03月		H21年度

中間評価

策定年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	予定なし	その他	計
市町村数	4	1	16	16	10	5	3	1	2	2	1	61
(%)	(32.8)			(62.3)						(3.3)	(1.6)	(100.0)

注) 平成17年4月1日以降、以下13市において合併がありました。

新市名	合併期日	合併した旧市町村名	人口
豊田市	平成17年4月1日	豊田市・藤岡町・小原村・足助町・下山村・旭町・稲武町	42万2,000人
一宮市	平成17年4月1日	一宮市・尾西市・木曾川町	37万7,000人
稲沢市	平成17年4月1日	稲沢市・祖父江町・平和町	13万7,000人
愛西市	平成17年4月1日	佐屋町・立田村・八開村・佐織町	6万5,000人
清須市	平成17年7月7日	西枇杷島町・清州町・新川町	5万7,000人
田原市	平成17年10月1日	田原市・渥美町	6万7,000人
新城市	平成17年10月1日	新城市・鳳来町・作手村	5万1,000人
設楽町	平成17年10月1日	設楽町・津具村	6,000人
豊根村	平成17年11月27日	豊根村・富山村	1,000人
岡崎市	平成18年1月1日	岡崎市・額田町	36万2,000人
豊川市	平成18年2月1日	豊川市・一宮町	
北名古屋	平成18年3月20日	師勝町・西春町	8万0,000人
弥富市	平成18年4月1日	弥富町・十四山村	4万3,000人
豊川市	平成20年1月15日	豊川市・音羽町・御津町	16万1,000人

人口は、平成20年4月1日現在で、
百の位を四捨五入しました。

18. 8020表彰者追跡調査

平成20年4月2日 記者発表資料

「8020表彰者追跡調査」の結果について(報告)

「8020運動」は、昭和63年に本県が提唱し、いまや、全国展開されるに至った運動です。平成元年に全国で初めて「8020表彰事業」が愛知県歯科医師会によって行われ、その表彰者は1万人を上回っています。今回、8020事業での表彰者の方が表彰後どのようなようであったかを愛知県歯科医師会に委託し調査を行いました。その調査結果がまとまりましたのでご報告いたします。

1. 調査対象

平成元年度に8020表彰を受けた241名(現在の推定年齢100歳以上)

平成13、14年度に8020表彰を受けた2,150名(現在の推定年齢85歳)

2. 調査期間

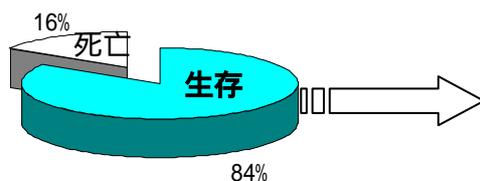
平成19年11月

3. 調査結果

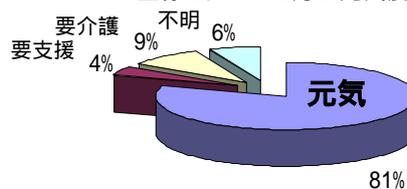
平成元年度に8020表彰を受けた方へかかりつけ歯科医による追跡を行いました。住所不明等、本人の居住地が不明である場合が多く追跡そのものが困難な状況でした。しかし、2名の方の生存が判明し、調査をしたところ、お一人は、ご自宅にお住まいで、ご自宅近くのケアハウスでご自身の趣味を堪能され、楽しい毎日を送られていることがわかりました。また、もうお一人は、老人保健福祉施設に入所されていましたがお元気で足腰は不自由な状況でしたがお口から食事ができるようでした。

また、平成13、14年度に8020表彰を受けられた方のうち、本県が目標とする『活動的な85歳』から、85歳の方で協力が得られた329名の健康状態や生活状況につきましては以下のとおり、84%の方が生存しておられ、うち、介護支援等を受けない「元気」な方が81%でした。

8020達成者の85歳の健康状態



生存されている方の元気度



85歳のまとめ

食生活も豊かで、煮豆、炒め物、生野菜はもちろん、イカの刺身や古たくわんなど、何でも不自由なく、食事を楽しまれているようでした。

趣味も約70%の方がお持ちで、かかりつけ歯科医を持っている方も95%に達していました。また、「たばこは吸いますか」「間食をよくしますか」との設問に90%以上の方が「いいえ」と答えていらっしゃいました。

今回の調査の結果から、健康長寿に『歯の健康』も役立っていることが明らかになりました。

19. たばこ規制枠組条約について

条約の目的

たばこの消費、および受動喫煙が健康、社会、環境、および経済に及ぼす破壊的な影響から、現在、および将来の世代を保護する。

条約の概要

1. 全体的な事項

条約の実施について、定期的な報告を締約国会議に提出する。

第2回締約国会議以降報告 (第21条 報告及び情報の交換)

たばこの規制のための仕組み、または中央連絡先を確立、または強化する。

たばこ対策関係省庁連絡会議の設置 (第5条 一般的義務)

2. 個別事項

たばこの需要を減少させるための価格、および課税に関する措置 (第6条)

様々な人々、特に年少者のたばこの消費を減少させる上で効果的、かつ重要な手段であることを認識し、課税政策、および価格政策を実施。

たばこの煙にさらされることからの保護 (第8条)

屋内の職場、公共交通機関、屋内の公共の場所等におけるたばこ煙からの保護についての措置をとる。

たばこ製品の含有物に関する規制 (第9条)

締約国会議は、たばこの含有物、および排出物の規制に関しガイドラインを提示し、各国は効果的な規制措置を講じる。

たばこ製品の包装、およびラベル (第11条)

健康警告表示(権限のある国家当局により承認)のサイズ(理想的には50%以上、最低30%)、ローテーションを義務付け。

教育、情報の伝達、訓練、および啓発 (第12条)

喫煙の健康に与える悪影響についての普及・啓発、教育、禁煙指導の実施。

たばこの広告、販売促進、および後援 (第13条)

憲法に抵触しない範囲内でたばこに関する広告に関して、全面禁止、または適切な制限措置をとる。

未成年者への、および未成年者による販売 (第16条)

未成年者がアクセスできないよう、自動販売機について適切な措置をとる。

たばこ規制枠組に関する主な動き

- ・平成15年5月 第56回WHO総会
条約案が全会一致により採択された。
- ・平成16年6月 8日 条約批准(閣議決定→受諾書を寄託)
- ・平成16年6月15日 たばこ対策関係省庁連絡会議設置
- ・平成17年1月18日 第一回たばこ対策関係省庁連絡会議

平成17年2月27日 条約発効

※各国の状況(平成17年12月15日現在)
署名168か国、批准116か国

締約国会議

国内の取組

未成年者喫煙防止対策 ワーキンググループ※

関係省庁連絡会議幹事会の下に設置し、
平成17年6月から3回の議論を行った。

- ①未成年者への喫煙防止教育
- ②たばこの入手方法に応じた喫煙防止
- ③喫煙習慣者への禁煙指導

※ 内閣府、警察庁、財務省、文部科学省、厚生労働省

第1回締約国会議 (平成18年2月6日～17日)

<主要議題>

- ・事務局の設置及び機能の確定
- ・手続規則、財政規則、予算案の採択
- ・締約国会議への報告、価格操作以外の喫煙抑制措置、含有物規制の実施に係るガイドラインについて
- ・広告、販売促進及び後援に関する議定書について

20. 「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」第2回締約国会合 (概要)

日本国政府代表団

「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(WHOたばこ規制枠組条約)」第2回締約国会合は、平成19年6月30日(土)から7月6日(金)まで、タイ・バンコクにおいて、締約国128カ国の代表、オブザーバー(条約未締結の米、伊等)、国際機関及びNGOから約800名の参加を得て開催され、我が国から、外務省、財務省及び厚生労働省で構成される代表団が参加した。この会合の主な結果は次のとおり。

- (1) 「たばこの煙にさらされることからの保護に関するガイドライン」が、コンセンサスで採択された。ガイドラインの主な内容は次のとおり。
 - ・ 100%禁煙以外の措置(換気、喫煙区域の使用)は、不完全である。
 - ・ すべての屋内の職場、屋内の公共の場及び公共交通機関は禁煙とすべきである。
 - ・ たばこの煙にさらされることから保護するための立法措置は、責任及び罰則を盛り込むべきである。
- (2) たばこの不法製造・密輸・密売等に国際的に取り組むため、「たばこの不法取引に関する議定書」の作成に向けた政府間交渉が、2008年に開始されることが決定された。
- (3) 以下のガイドラインを検討するため各々ワーキング・グループを設置し、次回の第3回締約国会合において進捗状況を報告することとなった。
 - ・ たばこの広告、販売促進及び後援に関するガイドライン
 - ・ 公衆保健政策をたばこ産業の商業的その他の既存の利益から擁護することに関するガイドライン
 - ・ たばこ製品の含有物及び情報の開示に関するガイドライン
 - ・ たばこ製品の包装及びラベルに関するガイドライン
 - ・ 教育、情報の伝達、訓練及び啓発に関するガイドライン
- (4) 我が国を含む47カ国から条約の実施状況に関する国別報告書が提出されたことが報告された。
- (5) 条約事務局予算について、2008～09年は、自発的分担金801万ドルとなった(我が国は従来どおり22%を負担)。
- (6) 第3回締約国会合を、2008年中に、南アフリカで開催することとなった。

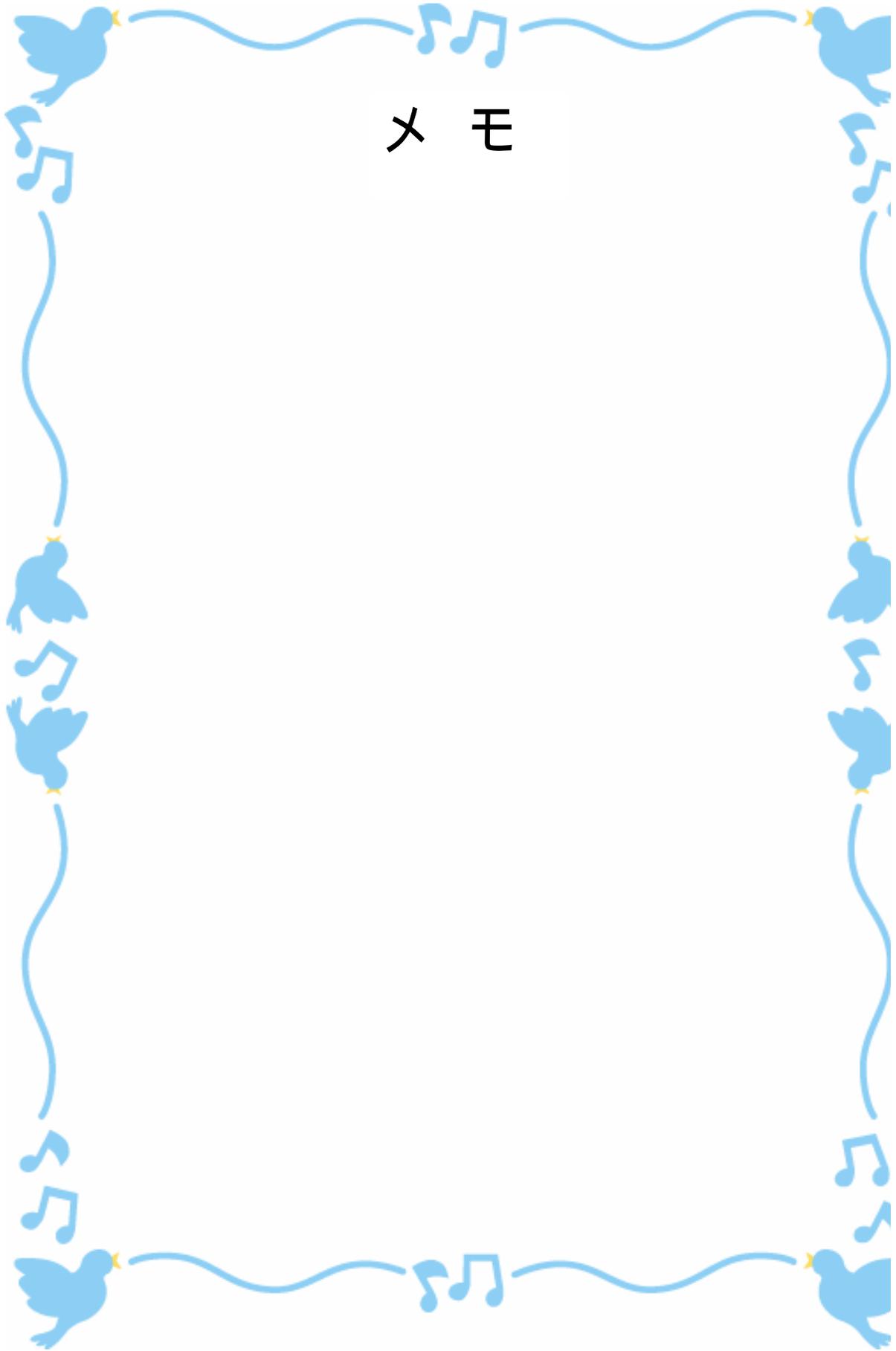
21. 特定健康診査・特定保健指導(20年度予定)

(1) 県の取り組み状況

主な事業名	関係者及び対象者	実施時期	内容
特定健康診査・特定保健指導実践者育成研修会(基礎編・技術編)	市町村 民間事業者(医師・保健師・管理栄養士等)	6月 7月 9月 (3回)	あいち健康プラザに委託 医師、保健師、管理栄養士等を行う実践者育成研修プログラムに基づく研修内容
特定健康診査・特定保健指導実践者育成研修会(計画・評価編)	市町村	9月 1月 (2回)	医師、保健師、管理栄養士等を行う実践者育成研修プログラムに基づく研修内容
特定健康診査・特定保健指導分析・評価(ワーキング)	県・各保険者・衛生研究所・学識経験者・市町等	6月～ 12月 (3回)	特定健診・特定保健指導の県内のデータ集積及び分析・評価体制を構築
特定健康診査・特定保健指導(市町村モデル事業)(瀬戸市・一色町)	国保連合会、 県、関係市町、 保健所	5月～ 3月	特定健康診査・特定保健指導の現場から運営等の課題、レセプト分析等把握し、研修会に役立てる。上記の体制づくりの基礎資料とする。
広 報	愛知労働局 愛知産業保健 推進センター 国保連合会	4月～ 10月	・愛知産業安全衛生大会 ・企業衛生管理者研修会 ・健康づくりフェスタ

(2) 各関係団体の取り組み

愛知県医師会 特定健診・保健指導 に関する研修会	医師	6月～3月 (6回)	医師、保健師、管理栄養士等を行う実践者育成研修プログラムに基づく研修内容及び生活習慣病予防に関する研修会
愛知県歯科医師会 特定健診・保健指導 に関する研修会	歯科医師	6月～3月 (5回)	医師・保健師・管理栄養士等を行う実践者育成研修プログラムに基づく研修、及び特定健診結果や特定保健指導を踏まえた医科歯科連携を推進するため実践者育成研修
社団法人愛知県栄養士会 特定保健指導者研修会	管理栄養士 栄養士	6月～8月 (4回)	医師、保健師、管理栄養士等を行う実践者育成研修プログラムに基づく研修内容 * 栄養士対象の30時間研修会企画
愛知県看護協会	保健師 看護師	6月 (1回)	「標準的な健診・保健指導プログラム」に基づく講義演習



メ モ